

建築物の確認申請等手数料

床面積の合計	金額(円)			
	確認申請(計画 通知を含む。以 下同じ。)	中間検査	完了検査(中間 検査がない場 合)	完了検査(中間 検査がある場 合)
30m ² 以内のもの	11,000	12,000	14,000	13,000
30m ² を超え 100m ² 以内	19,000	16,000	18,000	17,000
100m ² を超え 200m ² 以内	53,000	20,000	25,000	24,000
200m ² を超え 300m ² 以内	57,000	27,000	34,000	33,000
300m ² を超え 1,000m ² 以内	68,000	40,000	47,000	45,000
1,000m ² を超え 2,000m ² 以内	93,000	53,000	64,000	61,000
2,000m ² を超え 10,000m ² 以内	221,000	120,000	157,000	147,000
10,000m ² を超え 50,000m ² 以内	338,000	190,000	242,000	232,000
50,000m ² を超えるもの	609,000	380,000	457,000	437,000

備考

1 床面積の合計の算定については、次に掲げるとおりとする。

(1) 確認申請

ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(2) 中間検査 当該中間検査を行う部分の床面積の合計

(3) 完了検査

ア 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

2 建築物に係る確認申請に対する審査のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「建築物省エネ法」という。)第 11 条第1項ただし書又は第 12 条第2項ただし書に規定す

る特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築行為を除く。)に係る建築物(都市の低炭素化の促進に関する法律第 10 条第 9 項若しくは第 54 条第 8 項又は建築物省エネ法第 18 条第 2 項若しくは第 30 条第 8 項の規定に基づき適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。)であって、建築物省エネ法第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの(以下この項において「仕様基準適用住宅」という。)に関する確認申請に係る手数料の額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

区分		金額(円)
一棟の建築物で 住戸の数が 1 の 住宅(以下この 項及び備考第 5 項において「一戸 建ての住宅」とい う。)の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	19,000
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	21,000
一戸建ての住宅 以外の住宅の場 合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	34,000
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,000
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	170,000
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	308,000
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	500,000
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	881,000

3 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知(以下この項において「申請等」という。)に係る計画に建築物省エネ法第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定が適用される建築物(建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書又は第 12 条第 2 項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。)の非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。備考第 5 項において「省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。以下この表にお

確認等手数料一覧

令和 7 年 4 月 1 日施行

いて同じ。)が含まれる場合における当該申請等に係る手数料の額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

区分	金額(円)
非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	9,000
非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	17,000
非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000
非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	85,000
非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	134,000
非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	169,000
非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	211,000
非住宅部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	296,000

4 中間検査をした建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する完了の通知(以下この項において「申請等」という。)に係る計画に非住宅部分が含まれる場合における当該申請等に係る手数料の額は、前項の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

5 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知(以下この項において「申請等」という。)に係る計画に建築物省エネ法第 11 条第1項又は第 12 条第2項の規定が適用される建築物(建築物省エネ法第 11 条第1項ただし書又は第 12 条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。)の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)が含まれる場合における当該申請等に係る手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

区分		金額(円)
一戸建ての住宅の場合		4,500
一戸建ての住宅 以外の住宅の場 合	住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	9,000
	住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	19,000
	住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平	43,000

	方メートル未満のもの	
	住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	78,000
	住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	125,000
	住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	189,000
	住宅部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	286,000

6 中間検査をした建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する完了の通知(以下この項において「申請等」という。)に係る計画に住宅部分が含まれる場合における当該申請等に係る手数料の額は、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

建築設備等の確認申請等手数料

区分		金額(円)		
		確認申請	中間検査	完了検査
建築設備	建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)	16,000 円。ただし、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして設置する場合は 9,000 円	15,000	19,000
	小荷物専用昇降機	10,000 円。ただし、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして設置する場合は 5,000 円	11,000	11,000
工作物		12,000 円。ただし、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして築造する場合は 7,000 円	12,000	12,000

備考 手数料は、1の建築設備又は1の工作物ごとに徴収する。